

5.各様式の記入方法について

振込依頼書【様式 7】

- ※ **本年度より初めて従事する芸術家は、必ず提出してください**
- ※ **令和元年度～3年度に参加実績のある芸術家は、事務局より郵送される「振込口座確認書」にて登録確認を行います。書類を受け取り後、書面の案内に従い、必要な手続きをお取りください**

- 本事業へ参加の講師・補助者は、事業ホームページより「振込依頼書【様式 7】」をダウンロードし、必要事項を記入の上、本人が直接「近畿日本ツーリスト株式会社」へ**郵送にて**提出してください

※提出先は実施校ではありませんので御留意ください

▶提出先および提出方法：[「各関係先ごとの事業終了後の手続き」](#)（P12）

- 提出は一人1口座・1住所 = **1枚のみ（1校ごとに提出は不要）**です

※原則、一人につき1口座・1住所を超えて依頼書を提出することはできません

単一口座で不都合が生じる場合は、事前に近畿日本ツーリスト株式会社まで御相談ください

- 記入漏れ・押印漏れは再提出となりますので、提出前に必ず確認してください

- 代表者が複数の講師・補助者の様式7をまとめて御郵送いただく場合、個人情報は厳重かつ適正に管理の上、郵送記録の残る方法（特定記録など）にて御郵送ください

- 記載住所へは、「振込通知書、支払調書、マイナンバー収集の御案内等」を送付いたします

【「マイナンバー収集の御案内等」は、以下の方が対象です】

- 近畿日本ツーリスト株式会社で「源泉徴収を行う方」
- 令和4年度初めて参加の方で、令和4年（4～12月）の事業費の支払いが50,000円を超える見込みの方
- 令和3年度からの参加で、令和4年1～3月のお支払額と合わせて50,000円を超える見込みの方
- 令和5年1～3月の事業費の支払い額が50,000円を超える見込みの方

※事業費＝謝金と旅費の合計をさします

※すでに近畿日本ツーリスト株式会社宛にマイナンバーの提出済の方は「マイナンバー収集の御案内等」の送付対象者にはなりませんが、複数の御案内が届いた方は、手続きの前に近畿日本ツーリスト株式会社までお知らせください

【「支払調書」は、以下の方が対象です】

- 令和4年度初めて参加の方で、令和4年（4～12月）の事業費の支払いが50,000円を超える見込みの方
- 令和3年度からの参加で、令和4年1～3月のお支払額と合わせて50,000円を超える見込みの方